

市第6号議案

横浜市印鑑条例の一部改正

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「平成15年総務省令第120号」の次に「。以下「公的個人認証法施行規則」という。」を加え、「暗証番号（以下）」を「暗証番号（次項及び次条第4号において）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用して、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

第18条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(6) 前条第4項の場合において、公的個人認証法施行規則第6条第2項に規定する暗証番号が正しく入力されなかったとき。

(7) 前条第4項の場合において、公的個人認証法第3条第1項に

規定する署名用電子証明書の効力が失われているとき。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

電子情報処理組織を使用する印鑑登録証明書の交付申請の制度を導入するため、横浜市印鑑条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市印鑑条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（印鑑登録証明書の交付申請）

第17条 （第1項省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示し、区長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）第42条第2項に規定する暗証番号（次項及び次条第4号において「暗証番号」という。）を自ら入力して、規則で定めるところにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

（第3項省略）

- 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用して、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）

- 第18条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 前条第2項又は第3項の場合において、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。

(6) 前条第4項の場合において、公的個人認証法施行規則第6条第2項に規定する暗証番号が正しく入力されなかったとき。

(7) 前条第4項の場合において、公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書の効力が失われているとき。

(8)
(6) (本文省略)

(9)
(7) (本文省略)

(10)
(8) (本文省略)